

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

安心して通信販売を 利用するためのポイント

自宅に居ながら買い物ができる通信販売は、便利な反面、トラブルも多くなっています。トラブルに巻き込まれず、通信販売を利用するためのポイントを紹介します。



【注意点】

▼販売業者情報をチェックしましょう

業者情報に表記されている住所が実在しているか確認し、業者情報に不安を感じた場合は、購入について再度検討しましょう

▼商品の販売条件をチェックしましょう

価格が極端に安い場合や支払方法が銀行振込による前払いのみで口座名義が個人名の場合は、悪質な詐欺サイトの可能性があります。じゅうぶんに注意しましょう

▼返品条件をチェックしましょう

通信販売は、「クーリングオフ制度」が適用にならないため、返品条件について、事前に必ず確認しておきましょう

▼契約内容を残しておきましょう

商品の広告・パンフレット・インターネット画面など、注文した内容が分かるものや業者からの連絡メールなどは、注文した商品が届くまで保存しておきましょう

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料消費生活相談 **要予約**

とき＝3月2日⑧13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝消費生活センター（☎28-9110）

1～3月は悪質商法被害防止 共同キャンペーン期間です

県と県内の各消費生活センターでは、悪質商法被害防止共同キャンペーンを実施しています。社会経験が浅い若者や高齢者などを狙った悪質商法の被害を、未然に防ぎましょう。

